

# 年金の受給資格期間が10年に短縮されました

▷問い合わせ先＝一関年金事務所(☎0191②4246)／国保年金課国民年金係(☎内線145・146)

平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るための資格期間(※)が10年以上に短縮されます。

対象者には、下表の日程で、日本年金機構から「年金請求書」が送付されますので、年金事務所です手続きをしてください。

※「資格期間」とは、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む)と国民年金保険料免除期間などを合算した期間のことです。

## ■年金請求書の送付日程

| 対象者の生年月日など               | 請求書送付時期        |
|--------------------------|----------------|
| 大正15年4月2日～昭和17年4月1日      | 平成29年2月下旬～3月下旬 |
| 昭和17年4月2日～昭和23年4月1日      | 平成29年3月下旬～4月下旬 |
| 昭和23年4月2日～昭和26年7月1日      | 平成29年4月下旬～5月下旬 |
| 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】  | 平成29年5月下旬～6月下旬 |
| 昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 |                |
| 昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 | 平成29年6月下旬～7月上旬 |
| 大正15年4月1日以前に生まれた人(旧法対象者) |                |
| 共済組合などの加入期間がある人          |                |

## ▷資格期間の変更

- ・平成29年7月31日以前＝25年間
- ・平成29年8月1日以降＝10年間

## ▷手続き先＝最寄りの年金事務所

※全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の人(本人が国民年金保険料を納付していた人)は、市役所本庁国保年金課で手続きすることができます。



# 犬の適正な飼育にご協力ください

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線125)

ペットは、人に安らぎをもたらす、暮らしを豊かにします。

しかし、近年はペットに関する苦情が増加しています。飼い犬に関する苦情の多くは、一部の飼い主によるふんの放置などのマナー違反です。

犬を飼育している人は、犬も飼い主も近隣の人も気持ちよく過ごせるよう、法律やマナーを守り、愛情と責任を持って適正な飼育を心掛けましょう。



## ■散歩中のふんの始末

散歩中の犬のふんは、飼い主が必ず責任を持って処理してください。ふんを放置することは、岩手県条例に違反します。

## ■放し飼いの禁止

犬はつなぎ留めて飼育し、散歩の際は、ひもやリードをつけましょう。

## ■無駄ぼえの防止

散歩をさせてストレスがたまらないようにし、適切なしつけをしましょう。

## ■狂犬病予防法に基づいた手続き

犬の飼育には、市への飼犬登録(一生に1度)と狂犬病予防注射(年1回)が必要です。また、飼い主の変更、犬の所在地の変更や死亡に関しても届出が必要です。

# 飼い犬には登録と狂犬病予防注射を～春季狂犬病予防集合注射を実施します～

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線125)／三陸支所(☎内線7102)

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市では、岩手県獣医師会遠野支会と協力して、春季狂犬病予防集合注射を実施しますので、この機会に受けてください。

## ▷対象＝生後91日以上の飼い犬

※市に登録している犬の飼い主には、案内はがきを送付します。

## ▷日程＝右表のとおり

※雨天でも実施します。

※各会場とも、対象地域は指定していませんので、都合のよい時間・会場を選び、注射を受けてください。

▷持参するもの＝案内はがき、注射料金(下表のとおり)

## 狂犬病予防注射料金表

|               | 初めて登録する犬 | 登録済みの犬 |
|---------------|----------|--------|
| 登録手数料         | 3,000円   | —      |
| 注射料           | 2,550円   | 2,550円 |
| 注射済票<br>交付手数料 | 550円     | 550円   |
| 合計            | 6,100円   | 3,100円 |

## ▷その他

・犬が興奮して暴れることがありますので、会場には、飼い犬を押さえられる人がお越しく下さい。

・案内はがきが届いた場合でも、対象の飼い犬が1カ月以内にほかの予防注射を受けているときは、今回の予防注射を受けられません。

・犬のふんは、飼い主が責任をもって処理してください。

・期間中に予防注射を受けられなかった場合は、動物病院などで必ず注射を受け、市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかで、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

・市では、訪問注射は実施していません。

## 狂犬病予防注射の日程

| 期日       | 町名              | 会場          | 時間          |
|----------|-----------------|-------------|-------------|
| 4月17日(月) | 大船渡町            | 下船渡公園       | 9:15～9:40   |
|          |                 | 下平公園        | 9:45～9:55   |
|          |                 | 南笹崎公園       | 10:05～10:25 |
|          |                 | 大船渡地区公民館    | 10:35～10:55 |
|          |                 | 台町公園        | 11:05～11:25 |
|          |                 | 地ノ森公園       | 11:30～11:40 |
| 盛町       | リアスホール駐車場       | 13:15～13:45 |             |
|          | カメラアホール駐車場(盛駅裏) | 13:55～14:20 |             |
| 猪川町      | しんしん館           | 14:30～15:00 |             |
|          | 下富岡公民館          | 15:10～15:30 |             |
|          | 猪川地区公民館         | 15:40～16:00 |             |
| 4月18日(火) | 三陸町綾里           | 小路公民館       | 9:15～9:20   |
|          |                 | 石浜公民館       | 9:25～9:35   |
|          |                 | 田浜はまゆり会館跡地  | 9:40～9:55   |
|          |                 | 港消防屯所前      | 10:05～10:15 |
|          |                 | 野形消防屯所前     | 10:20～10:35 |
|          |                 | 綾姫ホール       | 10:40～10:55 |
|          |                 | 漁村センター      | 13:15～13:25 |
|          |                 | 砂子浜バス停前     | 13:40～13:45 |
| 4月19日(水) | 三陸町吉浜           | 根白消防屯所前     | 9:15～9:20   |
|          |                 | 扇洞公民館       | 9:25～9:40   |
|          |                 | 三陸鉄道吉浜駅前駐車場 | 9:45～10:00  |
|          |                 | 大野公民館       | 10:10～10:20 |
|          | 三陸町越喜来          | 鈴木春雄さん宅前    | 10:40～10:50 |
|          |                 | 三陸公民館       | 11:00～11:35 |
|          |                 | 泊公民館        | 13:15～13:20 |
|          |                 | 上甫嶺旧バス停前    | 13:30～13:40 |
|          |                 | 甫嶺駅         | 13:45～14:05 |
|          |                 | 下山旧集会所跡地付近  | 14:25～14:30 |
| 4月20日(木) | 末崎町             | 仲崎浜応急仮設住宅跡地 | 14:40～15:00 |
|          |                 | 碓石海岸レストハウス  | 10:00～10:25 |
|          | 赤崎町             | ふるさとセンター    | 10:35～11:10 |
|          |                 | 船河原公民館      | 11:20～11:35 |
|          |                 | 上三区消防センター   | 13:15～13:40 |
|          |                 | 後ノ入公民館      | 13:50～14:10 |
|          |                 | 漁村センター      | 14:15～14:30 |
|          |                 | 永浜消防屯所跡地    | 14:35～14:45 |
|          |                 | 清水地域公民館跡地   | 14:50～15:00 |
|          |                 | 蛸ノ浦地区公民館    | 15:05～15:15 |
| 長崎消防屯所   | 15:25～15:35     |             |             |
| 4月21日(金) | 日頃市町            | 旧合足公民館跡地    | 15:45～15:55 |
|          |                 | 坂本沢公民館      | 9:15～9:25   |
|          |                 | 田代屋敷公民館     | 9:35～9:45   |
|          |                 | 日頃市地区公民館    | 9:55～10:10  |
|          |                 | 鷹生公民館       | 10:20～10:30 |
|          | 立根町             | 小通活性化施設     | 10:50～11:00 |
|          |                 | 長安寺公民館      | 11:10～11:20 |
|          |                 | 五葉神社境内      | 13:15～13:45 |
|          |                 | 立根生活改善センター  | 13:55～14:15 |
|          |                 | 菅生公民館       | 14:25～14:45 |